



# 協会けんぽからの 大切なお知らせ

## 退職のご予定がある方へ すでに退職された方へ

在職中の協会けんぽの健康保険が使えるのは、退職日までです。  
退職日の翌日からの健康保険は、ご自身で健康保険の加入手続きをする必要があります。  
ご自身にあった健康保険に加入しましょう。  
協会けんぽの任意継続に加入する場合は、退職日の翌日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出(必着)することが必要です。

## 退職後の健康保険のご案内

### Q.1 退職後の健康保険にはどのようなものがありますか？

A.1 「国民健康保険」「協会けんぽの任意継続」「ご家族の健康保険(被扶養者)」の**3種類**があります。保険料などを比較の上、ご自身に合った健康保険をお選びください。



加入先	国民健康保険	任意継続	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村の国民健康保険の担当課	協会けんぽ (お住まいの都道府県の支部)	ご家族の勤務先または保険者
加入条件	お住まいの市区町村※の国民健康保険の担当課にお問い合わせください	①退職日までに被保険者期間が継続して <b>2か月以上</b> あることが必要です ②退職日の翌日から <b>20日以内(必着)</b> の手続きが必要です	①ご家族が加入する健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります ②ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります ①退職理由が会社都合(倒産、雇止め、解雇) ②加入月と同月中に再就職等による社会保険加入を予定している ①②いずれかに該当する場合は、 <b>保険料が減免されることがあります。</b> ※お住まいの市区町村により保険料額が異なります	全額自己負担です。 [保険料額]    [退職時点の標準報酬月額] (上限あり) × [都道府県別の健康保険料率]	被扶養者の保険料負担はありません

注) 高額療養費の多数該当については、協会けんぽの任意継続を選択した場合、通算されます。  
「国民健康保険」又は「ご家族の健康保険(被扶養者)」を選択すると通算されませんのでご注意ください。

任意継続(協会けんぽ岡山支部)の保険料額は、別紙「保険料額一覧表」をご参照ください。



## Q.2 任意継続の加入手続きの方法は？

A.2

「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を退職日の翌日から20日以内(20日目が土・日、祝日の場合は翌営業日)にお住まいの都道府県の協会けんぽ支部に郵送またはオンラインで提出(必着)してください。加入できるのは退職日(資格喪失日の前日)までに継続して2か月以上の被保険者期間がある方です。

※退職日まで扶養認定を受けていた方が、引き続き被扶養者として加入される場合も「扶養者情報」の記入等が必要です。詳しくは、下記Q.3と「資格取得申出書 記入の手引き」の2・3ページ目をご参照ください。

Q.3

## パート勤務の被扶養者の年収が、一時的に130万円を超えそうです。被扶養者として認定を受けられますか？

A.3

一時的な収入増加が、パート勤務先の人手不足に対応するために働く時間を延ばしたこと等による場合は、その旨が記載された「**一時的な収入変動**」に係る**事業主の証明**」を添付することで被扶養者となることができます。

※人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加がある場合には、厚生労働省が示す「**一時的な収入変動**」に係る**事業主の証明書**」を確認書類として添付してください。

Q.4

## 任意継続保険はいつまで加入できますか？

A.4

被保険者(ご本人)が次の①～⑥の事由に該当するときは、被保険者資格を喪失します。

- ① 保険料を納付期限までに納付しなかったとき。
- ② 就職等により新たに健康保険等の被保険者資格を取得したとき。
- ③ 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき。
- ④ 亡くなられたとき。
- ⑤ 任意継続被保険者でなくなることを希望したとき。
- ⑥ 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき。

※②、③、④、⑤は、「資格喪失申出書」をご提出ください。

※④は、上記の「資格喪失申出書」と併せて、「埋葬料(費)支給申請書」をご提出ください。

※⑤は、申出のあった月の翌月1日に資格を喪失します。



Q.5

## 任意継続の加入申請をした後、健康保険はいつから利用できますか？

A.5

申出書の健康保険資格喪失証明欄をご記入いただくか、退職日の確認できる**証明書類\***があれば、申請を受付後10日程度でマイナ保険証に任意継続の健康保険資格の情報が反映されます。(処理完了後、通知書と初回保険料にかかる納付書を送付いたします。)

※退職日の確認できる**証明書類**(いずれか1点)

- 事業主様が証明した「退職証明書」写し
- 「雇用保険被保険者離職票」写し
- 「資格喪失届」写し

なお、証明欄の記入や添付がなくても任意継続の手続きはできますが、日本年金機構の「健康保険資格喪失届」の登録後に、任意継続健康保険資格取得の処理が可能となります。

詳しくは、「**資格取得申出書 記入の手引き**」をご参照ください。

協会けんぽの書類は、郵送またはオンラインでご提出できます。

送付先

**全国健康保険協会 岡山支部**

お問い合わせ

〒700-8506 岡山市北区本町6-36第一セントラルビル1号館8階

**TEL.086-803-5780**